

佐野市原油価格・物価高騰緊急経済対策補助金よくある質問 (R4. 9. 21時点)

No	質問内容	回答
1	法人です。本店所在地は市外ですが、事業を行っている店舗は市内にあります。補助金の申請はできるか	事業を行っている店舗が市内にある場合、本店所在地が市外であっても補助対象です。店舗が市内にあることがわかる書類を必ず添付してください。 (追記) 市内に本店があっても、市外の店舗、事業所等に関する経費については対象外です。 ※同様の補助制度を実施している自治体もありますので、事業所が所在する自治体に確認してください。
2	個人事業主です。市外に住んでいますが、店舗は市内にあります。補助金の申請はできるか	居住地が市外であっても、店舗が市内にある場合は申請ができます。  (逆に、居住地が市内であっても、店舗が市外にしかない場合は対象外です。)
3	市内で複数の店舗を営んでいるが、それぞれの店舗から申請をすることはできるのか。	法人の場合、(代表者が同じであっても)別の法人であればそれぞれ申請ができます。(ただし、1法人につき1申請のみ。)  個人事業主の場合は、事業者(代表者)が同じ場合は、複数の店舗を営んでいたとしても申請は1回限りです。それぞれの店舗の分をまとめて申請してください。
4	補助の対象となる燃料は何か	ガソリン、灯油、軽油、重油、ガス、電気料です。
5	1か月のガソリン代だけで補助上限額(昨年度同月との差額60万円÷2=30万円)になってしまうが、そのほかの月の電気料金や燃料費の領収書も添付、記入しないといけないか	補助上限に達する場合、それ以外の領収書等の記入、添付は必要ありません。(補助の計算の対象とする必要がないため)
6	領収書等、根拠書類の提出はコピーでもよいか	領収書等は写しの提出で結構です。逆に、原本を提出されても返却できませんので、ご注意ください。
7	補助対象経費の算出方法は	補助対象経費及び補助額・・・令和4年1月から9月の任意の連続する4か月間の燃料費(ガソリン、灯油、軽油又は重油、ガス)及び電気料から、前年同期に使用した燃料費及び電気料を差し引いた額になります。
8	補助対象経費を合算し、1/2を乗じたところ、5万円に満たなかった。補助の対象とならないのか	対象となるのは、計算した補助額が5万円以上となる場合のため、補助対象外です。

9	購入の際、クレジットカード払いをした場合でも補助金の申請はできるか。	<p>できます。ただし、申請はクレジットカード会社へ振込が完了してからとなります。また、領収書のほかにクレジットカード会社への振込がわかる書類も必要です。</p> <p><b>【必要な書類】</b>  ※①～③に該当する書類を全て提出してください。</p> <p>①領収書（宛名が申請者であること、クレジットカード払いであること、金額の内訳が書いてあること、また何月分の燃料費・電気料であるか書いてあることをご確認ください）（燃料については、燃料購入量（仕入れ量）の分かる書類も必要です。）</p> <p>②カード会社から発行される取引した月のカード利用代金明細など</p> <p>③クレジットカード決済口座の通帳又は取引明細の該当部分（該当部分以外は塗り潰し等しても可）</p> <p>※口座からの引き落とし（支払日）が申請期限内（12月28日まで）に完了している必要があります。</p>
10	クレジットカードで支払ったが、代表者のカードではなく、従業員のカードで支払った。その従業員の支払い明細等を添付すればよいか。	<p>支払者は、申請者（会社または代表者）である必要があります。</p> <p>会社・代表者本人の支払いではなく、その従業員が立替払いをした場合は、その従業員が立て替えた金額を、会社・代表者本人がすでに従業員に支払っている（返金している）ことが必要なため、「その従業員から会社・代表者本人に対する領収書（返金された証明書）」を、「上の回答に記載した書類」に追加して提出していただくこととなります。</p>
11	クレジットカード払いをしたが、必要な書類である決済口座の通帳がない、または紛失してしまった。どうすればよいか。	銀行に該当月の取引明細の発行を依頼し、発行後にご提出ください。（提出期限内にご提出ください）
12	燃料の購入（納品）が令和3年12月だが、支払いは令和4年1月の場合、補助金の対象となるのか	対象外です。
13	燃料の購入（納品）が令和4年9月だが、支払いは令和4年10月の場合、補助金の対象となるのか	対象となります。この場合、領収書に「令和4年9月分として」等と記載されている必要があります。領収書に何月分のものか記載がない場合は、領収書の他に納品書など、何月分の購入（納品）が分かる書類の添付も必要です。
14	領収書をなくしてしまった。納品書を代わりとしてよいか	相手方に代金を支払ったことを確認できないといけないため、領収書を再発行してもらうなどの対応をお願いします。

15	領収書の宛名は申請者でなくてもいいか	領収書の宛名と申請者が必ず一致していることを確認してください。（会社名または代表者名である必要があります。）
16	燃料を購入したが、領収書に品名（例：ガソリン代として等）が書いていないがよいか	領収書のただし書きは、必ず購入した品名（ガソリン、重油、軽油代等）が記載されているようにしてください。領収書に品名の記載がない場合は、請求書や納品書などの資料（購入した品と購入量、金額など内訳がわかるもの）が必要です。
17	ガソリンの小売をしているが、販売するために卸から仕入れたガソリン代も補助の対象となるか。	対象外です。
		本補助は、事業を行うために使用した燃料に対する補助のため、販売するために仕入れた燃料は対象なりません。
18	農業を主たる事業として行っている。補助の対象となるか	対象ですが、別に農政課で交付する、農業者原油価格・物価高騰対策補助金の交付の対象者は対象外となります。
19	大企業は対象となるのか	対象外です。
		※中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者が対象です。
20	NPO法人や社会福祉法人は補助の対象となるのか	対象になります。 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）または有限責任事業組合は対象としています。
21	宗教法人は対象となるのか	対象外です。
22	燃料の配達料などは対象になるのか	対象外です。
		本補助の対象は、補助対象月に購入した燃料の購入量及び使用した電気料金のみです。

23	申請書を作成した際に計算した補助金の額と、決定通知の補助金の額が違っているが、これはなぜか	補助対象外の経費が含まれている（対象外の月の燃料等が含まれている、燃料・電気料以外の項目が含まれている、）、端数の切捨てを行っていない、計算が間違っている、などによる申請時の誤りが考えられます。  補助金決定通知に記載された額が、修正後の額となりますので、ご確認をお願いします。
24	令和3年10月から佐野市で事業を行っている。対象となるか。	令和3年9月30日以前から市内に事業所を有していることが要件のため、対象とはなりません。
25	令和4年6月に事業を廃業した。対象となるか。	申請時点において、引き続き市内において事業を継続していることが要件のため、対象とはなりません。
26	申請からどのくらいの期間で補助金が交付されるのか。	申請受付後、市税の滞納調査等がありますので、1か月程度かかります。
27	燃料費等は税込み価格を計上してよいか。	消費税等含んだ価格を計上してかまいません。
28	本社が市外、事業所が市内の場合、燃料費は全体で算出してよいか。	市内の事業所のみで算出してください。
29	中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者に該当するかどうかの判断は市内にある事業所単位でよいか。	市内だけではなく事業所全体での判断となります。
30	燃料費の支払いで発生した振込手数料は計上してもよいか。	振込手数料は対象経費には含まれないので除外してください。
31	領収書がない場合は、請求書でもよいか。	請求書とあわせて、支払ったことがわかる通帳の写し等を提出してください。
32	先着順や予算いくりに達したらなど申請数の上限が決まっているのか。	特に上限は設けておりません。期限までに不備なくご提出いただければ受付いたします。
33	銀行口座の履歴は2か月前までしか見られないがその場合はどうしたらよいか。	銀行に該当月の取引明細の発行を依頼し、発行後にご提出ください。（提出期限内にご提出ください）

34	支払い金額を示す証拠書類として、確定申告書を添付しても良いか。	確定申告は項目ごとに分かれていないため、可能な限り領収書など項目がわかるものをご提出ください。
35	比較する月は年度換算なのか。	年度換算でなくてよいです。 例：令和3年1月、2月、3月と 令和4年1月、2月、3月を比較してもよいです。
36	領収書がない場合は代わりに何を添付すればよいか。	請求書とそれを支払った証拠となるもの(通帳のコピーなど)を添付してください。
37	出費を証明できる書類が総勘定元帳しかないが、それだけでも良いか。 (領収書、請求書等はない)	総勘定元帳のみを添付して提出いただいても問題ありません。
38	法人の登記簿謄本はいつ発行したものならいいか。	令和4年1月以降発行したものならいつ発行したものでもよいです。
39	ガス料金の支払いが翌月なのだが、請求したい月とずれている(他に一緒に請求したいガス料金やガソリンと支払月がずれている)が、発生月で計算してよいのか。	発生月で計算していただいて構いません。その月に発生したとわかる書類、支払が終わっていると証明できる領収書などがあれば問題ありません。
40	インタンクなので毎月のガソリン代金が出せない場合、どうしたらよいか。	インタンクに入れた際の請求書と入れた総数がわかるもの、それを支払ったとわかるもの(通帳のコピー、総勘定元帳など)を提出してください。また、月ごとに使用したガソリンの量がわかる書類があれば一緒に添付してください。
41	総勘定元帳は会計システムから入るものだがそれで良いか。	そちらで問題ありません。出力してご提出をお願いします。
42	法人だが、必ず登記簿謄本を添付しないとイケないか。	事業所の住所がわかる書類があれば必ずしも登記簿をご提出いただくなくてもよいです。 ただし、市外に本店がある場合は登記簿謄本をご提出ください。
43	一度申請したが、もっと差額が大きい月を見つけたので申請し直したい。 (一度申請したものを取りに来てもいいか。)	問題ありません。一度受付のものに伝えてお持ち帰りいただいて、期限内に再度ご提出ください。
44	同じ代表取締役で、複数会社を営している。 燃料を一つの会社で一度に買って、一つの会社からそれ以外の会社に販売しているのだがその場合でもそれぞれの会社分申請してもよいのか。	証明できる書類がそろっていて、それぞれの会社からの出費と分けられるものでしたら受付いたします。
45	住所を確認する書類としてGマーク認定の書類でもよいのか。	そちらで問題ありません。

46	白ナンバーの運送業者は対象になるのか。	市の区域内に事業所を有する法人又は個人事業者で、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者であれば、補助金の対象事業者となります。
47	大企業である親会社から一定の割合で出資を受けているなど大企業の支配下にある会社いわゆる「みなし大企業」は、中小企業基本法上の資本金又は従業員の基準を満たせば中小企業に該当するのか。	中小企業基本法上にはいわゆる「みなし大企業」の規定はありませんので、同法第2条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する限り中小企業者に該当すると解します。